廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の３第２項の規定により、当広域連合企業団袖ケ浦最終処分場の維持管理に関する計画及び当該最終処分場の維持管理の状況に関する情報を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１２条の７の２第８号で定める事項について公表します。

令和８年１１月６日 公表

廃 棄 物 の 種 類 及 び 数 量

年　月	種　　類	月間埋立量(m3)	備　　考
R.8/ 4	浄水スラッジ	0.0	
R.8/ 5	浄水スラッジ	0.0	
R.8/ 6	浄水スラッジ	0.0	
R.8/ 7	浄水スラッジ	364.8	
R.8/ 8	浄水スラッジ	0.0	
R.8/ 9	浄水スラッジ	0.0	
R.8/ 10	浄水スラッジ	0.0	
R.8/ 11	浄水スラッジ		
R.8/ 12	浄水スラッジ		
R.9/ 1	浄水スラッジ		
R.9/ 2	浄水スラッジ		
R.9/ 3	浄水スラッジ		
計		364.8	

注）浄水スラッジとは
河川の水を浄水処理して水道水を作る際に、土砂や濁りなどを取り除きますが、この処理過程で発生した泥状のものを濃縮・脱水したものを浄水スラッジといいます。

別紙 1

袖 ケ 浦 最 終 処 分 場 点 検 簿

点 検 日　令和 8 年 10 月1日(木)　天気 (晴)

1 外 周 部

	確　認　項　目	点　検　内　容	異　常	異　常　内　容
1	フェンス	転倒、破損等	有 ・~~無~~	
2	管理道路(側溝・法面を含む)	凹凸、破損、ゴミ等	有 ・~~無~~	
3	放水路	破損、沈下、ゴミ等	~~有~~ ・ 無	

2 内　部

	確　認　項　目	点　検　内　容	異　常	異　常　内　容
1	堰　堤	崩壊、クラック、変形、湧水等	~~有~~ ・ 無	
2	擁　壁	崩壊、クラック、変形等	~~有~~ ・ 無	
3	遮水シート部	破損、劣化等	~~有~~ ・ 無	
4	シート部以外の傾斜部	クラック、膨らみ、湧水等	~~有~~ ・ 無	
5	浸出水貯溜池	堆砂、破損、劣化等	~~有~~ ・ 無	
6	沈砂池(可動堰)	作動状況、堆砂、破損、劣化等	有 ・~~無~~	
7	観測井(ポンプ設備)	破損、劣化等	~~有~~ ・ 無	
8	湧水集水設備	目詰まり、破損等	~~有~~ ・ 無	
9	浸出水集水設備	目詰まり、破損等	~~有~~ ・ 無	
10	進入道路	クラック、膨らみ等	~~有~~ ・ 無	
11	排水用縦ドレーン	破損、ゴミ等	~~有~~ ・ 無	
12	管理用人孔	目詰まり、破損等	~~有~~ ・ 無	
13	その他(袖ケ浦公園付近下流)		~~有~~ ・ 無	

3 残 存 容 量

令和8年8月末時点での残存容量

67，431㎥（令和8年3月末残存容量）－365㎥（堆積土砂運搬量）＝67，066㎥

4 備　考

可動堰の動作確認　開閉動作異常なし（右回り開）

消火器設備の確認 異常なし(有効期限は令和17年3月末まで)

最終処分場に係る水質検査結果報告書

報告年月日　令和8年11月4日

No		試料採取地点	定量下限	放流水	排水基準	観測井水1	観測井水2	環境省基準	浸出水	検査方法
		試料採取日		令和8年10月15日		令和8年10月15日	令和8年10月15日		令和8年10月15日	
		試料採取時刻		10時20分		10時15分	10時15分		10時20分	
		天気		晴		晴	晴		晴	
有害物質関係	1	カドミウム及びその化合物 mg/l	0.001		0.01			0.003		JIS K 0102 55.4
	2	シアン化合物 mg/l	0.001		不検出			不検出		JIS K 0102 38.3
	3	有機リン化合物 mg/l	0.1		不検出					環境省告示64付表1
	4	鉛及びその化合物 mg/l	0.001		0.1			0.01		JIS K 0102 54.4
	5	六価クロム化合物 mg/l	0.002		0.02			0.02		JIS K 0102 65.2.5
	6	ヒ素及びその化合物 mg/l	0.001		0.05			0.01		JIS K 0102 61.4
	7	総水銀 mg/l	0.00005		0.0005			0.0005		環境省告示59付表2
	8	アルキル水銀化合物 mg/l	0.0005		不検出			不検出		環境省告示59付表3
	9	PCB mg/l	0.0005		不検出			不検出		環境省告示59付表4
	10	トリクロロエチレン mg/l	0.002		0.1			0.01		JIS K 0125 5.1
	11	テトラクロロエチレン mg/l	0.0005		0.1			0.01		JIS K 0125 5.1
	12	ジクロロメタン mg/l	0.002	＜0.002	0.2			0.02		JIS K 0125 5.1
	13	四塩化炭素 mg/l	0.0002	＜0.0002	0.02			0.002		JIS K 0125 5.1
	14	1，2－ジクロロエタン mg/l	0.0004	＜0.0004	0.04			0.004		JIS K 0125 5.1
	15	1，1－ジクロロエチレン mg/l	0.002	＜0.002	1			0.1		JIS K 0125 5.1
	16	シス－1，2－ジクロロエチレン mg/l	0.004	＜0.004	0.4			0.04		JIS K 0125 5.1
		1，2－ジクロロエチレン 注:シスとトランスの合計値 mg/l	－							JIS K 0125 5.1
	17	1，1，1－トリクロロエタン mg/l	0.0005	＜0.0005	3			1		JIS K 0125 5.1
	18	1，1，2－トリクロロエタン mg/l	0.0006	＜0.0006	0.06			0.006		JIS K 0125 5.1
	19	1，3－ジクロロプロペン mg/l	0.0002	＜0.0002	0.02			0.002		JIS K 0125 5.1
	20	チウラム mg/l	0.0006	＜0.0006	0.06			0.006		環境省告示59付表5
	21	シマジン mg/l	0.0003	＜0.0003	0.03			0.003		環境省告示59付表6
	22	チオベンカルブ mg/l	0.002	＜0.002	0.2			0.02		環境省告示59付表6
	23	ベンゼン mg/l	0.001	＜0.001	0.1			0.01		JIS K 0125 5.1
	24	セレン及びその化合物 mg/l	0.001	＜0.001	0.1			0.01		JIS K 0102 67.4
	25	ホウ素及びその化合物 mg/l	0.02		10			1		K0102 47.4
	26	ふっ素及びその化合物 mg/l	0.08		8			0.8		環境省告示59付表7
	27	アンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 mg/l	－		100					JIS K 0102 42.2&43.2.5&43.1.2
	－	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l	－		100			10		JIS K 0102 42.2&43.2.5&43.1.2
	28	1,4-ジオキサン mg/l	0.005		0.5			0.05		環境省告示59付表8
有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	0.1	6.8	5.8～8.6	6.7	6.7		6.5	JIS K 0102 12.1
	2	生物化学的酸素要求量 mg/l	0.5	<0.5	20	<0.5	<0.5			JIS K 0102 21
	3	化学的酸素要求量 mg/l	0.5	1.0	20	4.2	0.6		1.0	JIS K 0102 17
	4	浮遊物質量 mg/l	1	2	40				4	環境省告示59付表9
	5	鉱油類含有量 mg/l	1		3					環境省告示59付表14
	6	動植物油脂類含有量 mg/l	1		5					環境省告示59付表14
	7	フェノール類含有量 mg/l	0.005		0.5					JIS K 0102 28.1.2
	8	銅含有量 mg/l	0.001		1					JIS K 0102 52.5
	9	亜鉛含有量 mg/l	0.001		1					JIS K 0102 53.4
	10	溶解性鉄含有量 mg/l	0.03		5	※20.19	0.11			JIS K 0102 57.4
	11	溶解性マンガン含有量 mg/l	0.005		5					JIS K 0102 56.5
	12	クロム含有量 mg/l	0.005		0.5					JIS K 0102 65.1.5
	13	大腸菌数 CFU/ml	1		800					S37厚生建設省令1
	14	窒素含有量 mg/l	0.1	6.5	120					JIS K 0102 45.2
	15	燐含有量 mg/l	0.01		16					JIS K 0102 46.3.1
		塩化物イオン mg/l	0.2			5.8	17.8			衛生試験方法
		アンモニア態窒素 mg/l	0.02							S37厚生建設省令1
		クロロエチレン mg/l	0.0002					0.002		環境省告示10付表1
		電気伝導率 μS/cm	1			221	214			JIS K 0552

※地下水の状態を監視するための水質監視井戸である観測井水1は、溶解性鉄の値が高い値を示していますが、最終処分場からの影響によるものではなく、地質からの自然由来によるものと考えています。